

2021年12月20日

《重要》【新型コロナウイルス】ミシガン州から日本への入国について
(水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域へのミシガン州の指定追加)

(ポイント)

- 12月20日、日本政府は、ミシガン州を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定することを発表しました。
- ミシガン州が追加指定されたことにより、日本時間の12月23日(木)午前0時から、日本人を含めミシガン州に日本入国前14日以内の滞在歴がある方は、日本入国後、検疫所長が指定する場所において3日間の待機が求められます。
- 日本到着日の翌日から3日目に検査を行い、陰性の場合は、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機することになります。

(本文)

本日配信されました広域情報についてのメールにて既にお知らせしているところですが、本20日付にて新型コロナウイルス感染症に関する日本の新たな水際対策として、ミシガン州が「水際対策上特に対応すべき変異株」(ベータ株、ガンマ株、ラムダ株、ミュー株、オミクロン株)に対する指定国・地域」に指定されました。

これにより、ミシガン州ほか指定国・地域に日本入国前14日以内の滞在歴がある方が日本時間12月23日(木)午前0時以降に日本入国する場合、現在求められている以下1の措置に加え、2の措置が追加されますところ、ご注意ください。

1 既存の措置

- ・ 出国前72時間以内の新型コロナウイルス陰性証明の取得及び提示
- ・ 本邦到着時、空港検疫での検査
- ・ 14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用
- ・ 14日間待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入などについての誓約書の提出
- ・ 14日間の健康フォローアップのための質問票の提出

●水際対策に係る水際対策強化について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2 追加措置

- ・ 本邦到着後、検疫所長の指定する場所にて待機、3日目（入国日を含めない）に再度検査
- ・ 上記、3日目の検査で陰性と判断された場合、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機

3 適用日時

2021年12月23日（木）午前0時（以降の日本入国）

<米国内の指定地域：12月20日時点>

- ・ 「6日間待機」措置開始済み

ニューヨーク州、ハワイ州

- ・ 「3日間待機」措置開始済み

アリゾナ州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、テキサス州、ネブラスカ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、ミネソタ州、メリーランド州、ルイジアナ州、ワシントン州、ワシントンD.C.

- ・ 12月23日午前0時（日本時間）から措置開始

ミシガン州、デラウェア州

◎米国以外の指定国・地域（12月20日時点）はこちら

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220_list.pdf

（注）「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」のうち、オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）「以外」の変異株に基づき「3-6日間待機」の対象としている指定国・地域からの入国者・帰国者であって、有効なワクチン接種証明書を保持する者については、12月4日（土）から、検疫所が指定する宿泊施設での3日間待機は求められず、自宅など入国者が各自確保した待機場所での14日間の待機措置に変更されています（「水際対策強化に係る新たな措置（21）」）。

右に加え12月10日（金）からは、オミクロン株に対する指定国・地域以外の変異株による待機指定国・地域からの帰国者等で以下①～③に該当する者についても、①から順に別途指定する日時から、検疫所が確保する待機施設での待機を求めず、14日間の自宅等待機措置に切り替わっていくこととなっています（「水際対策強化に係る新たな措置（22）」）。

- ① 3日間待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者。
- ② 6日間待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち有効なワクチン接種証明書保持者

③ 6日間待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者

●「水際対策強化に係る新たな措置（21）及び(22)」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1210_22.pdf

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください

い（オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>